

# 5 介護保険料

## ●保険料の算定

第8期計画期間の保険料基準月額  
は、標準給付、地域支援事業費等を基  
に算定した結果、給付費の総費用額は  
3年間で約46億円と見込まれ、繰入れ  
可能な基金を投入し、第1号被保険者  
が負担する保険料の基準月額は6,200円  
と算定されました。

保険料算出の基礎となる費用

### ●標準給付費見込額の推計

各費用を個別に推計し、令和3年度～令和5年度の標準給付費見込額を推計します。

- ★住宅サービス給付費
- ★地域密着型サービス給付費
- ★介護予防サービス給付費
- ★施設サービス給付費
- 特定入所者介護サービス費
- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 審査支払手数料

### ●地域支援事業費の推計

令和3年度～令和5年度の地域支援事業費を推計します。

### ●第1号被保険者負担額の計算

令和3年度～令和5年度の計算された介護保険費用のうち、第1号被保険者の実質的な負担となる額を計算します。

### ●保険料の基準月額の算定

被保険者数（所得段階補正後）、予定収納率などから、第1号被保険者の令和3年度～令和5年度の基準額を計算します。



## ●所得段階別保険料

段階	(対象者)	基準額に対する割合	年額	月額
第1段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	0.30	22,300円	—
第2段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円を超え120万円以下の者	0.50	37,200円	—
第3段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ第1段階、第2段階対象者以外の者	0.70	52,000円	—
第4段階	○本人が市町村民税非課税（世帯に課税者有）かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	0.90	66,900円	—
第5段階 (基準)	○本人が市町村民税非課税（世帯に課税者有）かつ第4段階対象者以外の者	1.00	74,400円	6,200円
第6段階	○市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満の者	1.20	89,200円	—
第7段階	○市町村民税課税かつ合計所得金額210万円未満の者	1.30	96,700円	—
第8段階	○市町村民税課税かつ合計所得金額320万円未満の者	1.50	111,600円	—
第9段階	○市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上の者	1.70	126,400円	—

お問い合わせ先

大槌町 健康福祉課 | 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号 ☎ 0193-42-8161

# 大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画

## のごとプラン8

計画期間【令和3年～令和5年】

## 1 計画策定の趣旨

本町では、「高齢者のための〇(まる)ごとプラン7」(以下「前計画」という。)において、基本理念「高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、様々な取り組みを進めてきました。

前期計画の計画期間が終了することに伴い、各種施策の見直しを行い、今後の高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに高齢者のための〇(まる)ごとプラン8」(以下「本計画」)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

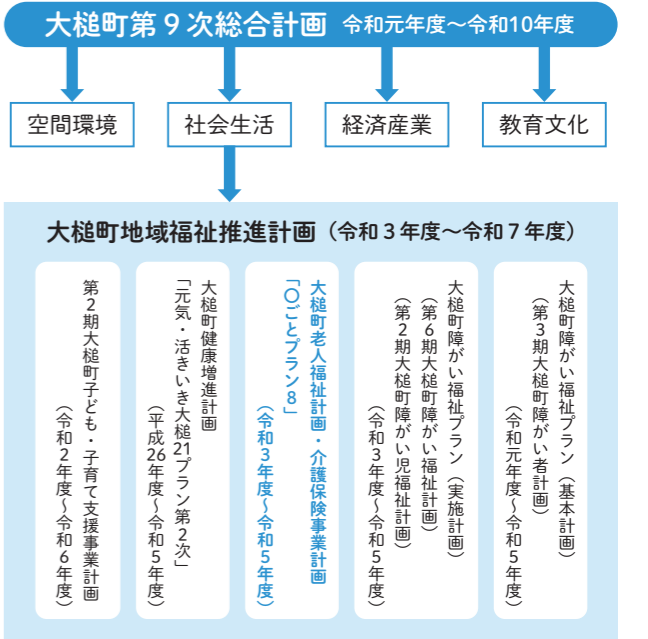
### ●計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する「高齢者福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

### ●他の計画との関係

大槌町第9次総合計画及び地域福祉推進計画との整合性を図り、かつ社会生活に関する計画と調和のとれたものとしします。

本計画は、町全体を1つの日常生活圏域として設定し、本町の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、地域住民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。

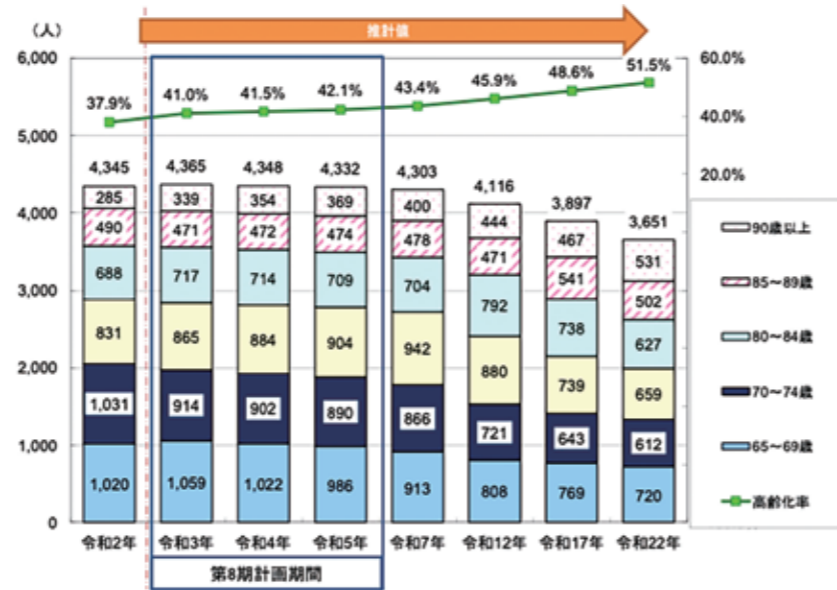


# 3

## 高齢者と要支援・要介護認定者の推計

### ●高齢者の将来推計

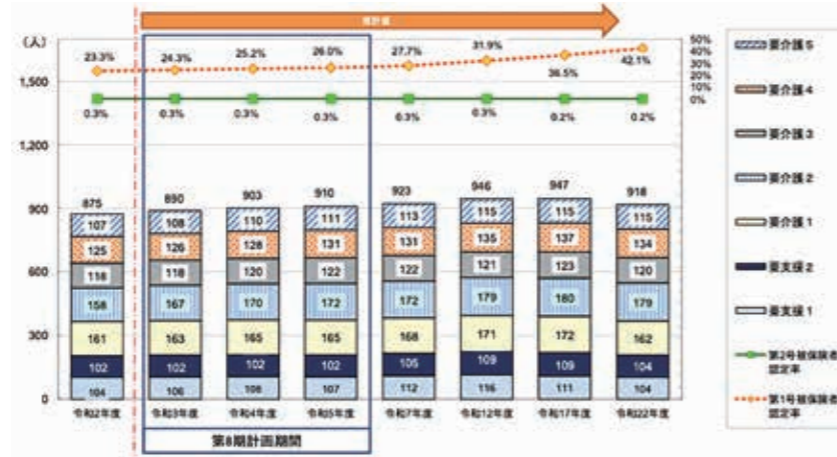
計画期間中の高齢者人口は、減少傾向で推移することが見込まれ、令和5年では4,332人と推計されます。また、第8期計画開始から5年後の令和7年においては、高齢者人口が4,303人、令和22年においては、高齢者は3,651人となる見通しです。



### ●要支援・要介護認定者の推計

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向となり、令和5年には令和2年よりも35人増え、910人となる見込みです。

この認定者数が、介護保険サービスの利用量を見込む算定基礎となります。



## 基本目標

### 基本目標1 | 介護予防・社会参加の推進

健康づくりや生涯学習などによる介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を目指します。また、高齢者が仕事や生活を経て得た経験や知識を活用して、社会的役割や生きがいを持って社会参加できるよう促します。

### 基本目標2 | 安心して暮らすための環境の充実

高齢者が住み慣れた地域でできる限り健康で安心して暮らし続けられるようにするため、相談体制の整備など安全な生活環境づくりを推進します。

また、地域全体で助け合う活動を促進するなど、毎日が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

### 基本目標3 | 介護保険サービスの充実

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、可能な限り自宅や住み慣れた地域において、自立した生活を送ることができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。介護サービス基盤については、医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備を図り、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。



### ●計画の体系

#### <基本理念>

高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現

#### <基本目標(施策の指針)>

#### 介護予防・社会参加

- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 社会参加と生きがいづくりの推進

#### 安心して暮らすための環境の充実

- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の推進
- 安心・快適な住まいの確保と居住環境の向上
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 多様な生活支援の展開
- 支え合いの促進と災害や感染症に対する体制整備

#### 介護保険サービスの充実

- 居宅系サービスの見込み量と提供体制
- 施設系サービスの見込み量と提供体制
- サービスの質の向上と利用支援
- 制度のより良い運用
- 介護保険事業費と保険料

# 4

## 計画の基本理念と基本目標

### 基本理念

高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現

本計画では第7期計画と同様に、『高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現』を基本理念に掲げ、地域における支え合い、助け合いのなかで、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指します。